

令和3年1月15日

さいたま市内の事業者の皆様

平素より大変お世話になっております。地元衆議院議員の村井英樹です。

新型コロナとの闘いが長期化する中、事業者の方向けの経済支援策が新設・拡充されますのでご紹介します。

幅広い事業者の方にご利用頂けますので、是非ご一読ください。

1. 売上減少に対する給付金 ～ミニ持続化給付金～

P3 参照

緊急事態宣言の再発令により売上が減少した事業者の方を支援する事業が新設されます。この給付金は、本年1月または2月の売上が対前年同月比で50%以上減少している事業者は、法人で原則40万円、個人で原則20万円支給されるもので、「ミニ持続化給付金」ともいえるものです。

給付にあたっては、①緊急事態宣言発令地域等の飲食店と直接・間接の取引があること、または②緊急事態宣言発令地域等の不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、売上が減少したことが要件となりますが、その証明は簡単ではないことから、その判定は柔軟に行われる予定です。今後、2月上旬以降に支給要件の詳細が固まり、その後申請開始となりますが、ご不明点等ございましたら、村井英樹事務所までお気軽にお問合せ下さい。

なお、本給付金は、医療法人や農業者など幅広い事業者が対象となります。また、本給付金と県感染防止対策協力金の併給は認められません。

2. 中小企業等事業再構築促進事業 ～是非ご検討下さい！～

P4、P5 参照

新型コロナウイルス感染症の発生を受け、新分野への展開や業態転換、事業再編等に取り組む事業者の皆さんを支援する補助金が新設されます。

中小企業であれば、補助率2/3で上限6000万円、中堅企業であれば補助率1/2（4000万円超は1/3）で上限8000万円が措置されます。また、特別枠に該当すれば補助上限額が1億円まで増額されます。

給付にあたっては、申請の直近6カ月のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して、10%以上減少していること等が要件となりますが、これまでの対策の中でもインパクトの大きいものとなりますので、是非前向きにご検討ください。

3. 雇用調整助成金の特例措置の延長

P 6 参照

雇用調整助成金の特例措置（助成率の 10 割への引上げ等）を、令和 3 年 2 月 28 日まで延長いたします。また、更なる延長を現在政府与党内で検討中です。

4. 埼玉県感染防止対策協力金

P 7、P8 参照

既に、飲食事業者の皆様には別途お知らせしていますが、1 月 12 日から 2 月 7 日の全ての期間、営業時間を短縮し、従来実施していた午後 8 時以降の営業を取りやめて頂いた飲食事業者の皆様には、一店舗あたり 162 万円を給付いたします。営業時間短縮の要請を受けた店舗が複数ある事業者については、協力店舗数に応じて協力金が支給されます。

5. 持続化給付金・家賃支援給付金の書類提出期限の延長

P9 参照

持続化給付金については、2021 年 1 月 31 日までに書類の提出期限延長をお申し込みいただければ、書類の提出期限が 2021 年 2 月 15 日まで延長されます。

6. その他（融資・設備投資補助）

P10~ P12 参照

既に措置されている無利子無担保融資については、更に運用を柔軟化致します。

また、設備投資促進のための「ものづくり補助金」・「持続化補助金」・「IT 導入補助金」も拡充いたします。

上記支援策について、一部政府与党内で引続き検討中であり、今後若干の変更があり得ますのでご注意ください。

村井英樹事務所では、既に 1000 を超える事業者の方の手続きのお手伝いをさせて頂いております。ご不明点・お問合せなどございましたらお気軽にご連絡ください。

【村井英樹事務所問い合わせ先】

岩槻区の方（担当：相馬 090-1218-3091）

浦和区の方（担当：尾崎 080-5378-9403）

緑区の方（担当：石井 080-5505-1911）

見沼区の方（担当：舟本 080-6888-2962）

それ以外の方（担当：二宮 090-8313-0955）

中小事業者に対する支援（一時金）

売上の減少した中小事業者に対する一時金の支給

緊急事態宣言[※]に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、

売上が減少した中堅・中小事業者

※東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県など緊急事態宣言発令地域及び協力金の上限額引上げの対象となる緊急事態宣言発令地域に準じた取組を行うことが特措法担当大臣により確認された地域を順次追加。

緊急事態宣言の再発令に伴い、

①緊急事態宣言発令地域等[※]の飲食店と直接・間接の取引があること、

（農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定）

または、

要件

②緊急事態宣言発令地域等における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと
（旅館、土産物屋、観光施設、タワシ事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定）

により、本年1月または2月の売上高が対前年比▲50%以上減少していること

※緊急事態宣言の対象地域以外の地域であって、協力金の上限が引き上げられる、ステージⅣに向けて感染が拡大している地域であり、緊急事態宣言発令地域と同じ飲食店の夜8時までの営業時間短縮などの4点の主な取組を実施する等の要件を満たすことが特措法担当大臣により確認された地域を含む。

法人は40万円以内、個人事業者等は20万円以内の額を支給

支給額

※算出方法：前年1月及び2月の事業収入－（前年同月比▲50%以上の月の事業収入×2）

前年の確定申告、対象月の売上台帳の写しとともに、宣誓書において、緊急事態宣言等によりどのような影響を受けたかを選択肢から選んで自己申告。

申請方法
（調整中）

なお、一次取引先の納品書、顧客の居住地を示す宿帳、顧客名簿、入込観光客の統計等の保存を義務付け。

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

(中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

- ✓ 通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2／3
- ✓ 卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2／3

*400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

- ✓ 通常枠 補助額 100万円～8,000万円
補助率 1／2 (4,000万円超は1／3)
- ✓ グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1／2

**100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

令和2年度3次補正予算案において実施予定

(上記予算案成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。)

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

小売業

衣服販売業を営んでいたところ、
コロナの影響で客足が減り、売上が減少

→ 店舗での営業規模を縮小し、
ネット販売事業やサブスクサービス事業に業態を転換。

補助経費の例：店舗縮小にかかる店舗改修の費用、
新規オンラインサービス導入にかかるシステム構築の費用など

製造業

航空機部品を製造していたところ、
コロナの影響で需要が減少

→ 当該事業の圧縮・関連設備の廃棄等を行い、ロボット
関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

補助経費の例：事業圧縮にかかる設備撤去の費用、
新規事業に従事する従業員への教育のための研修費用など

飲食業

レストラン経営をしていたところ、
コロナの影響で客足が減り、売上が減少

→ 店舗での営業を廃止。オンライン専用の注文サービスを新
たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

補助経費の例：店舗縮小にかかる建物改修の費用、
新規サービスにかかる機器導入費や広告宣伝のための費用など

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、
研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、
広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等が
補助対象経費に含まれます。

【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

担当課 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
03-3501-1816

※公募開始時期や対象業種については未定です。

※申請にはJ-Grants（電子申請システム）での受付を予定しています。gBizIDプライムアカウントの
発行に2～3週間要する場合がありますので、補助金の申請を考えておられる方は事前のID取得
をお勧めします。

※認定支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

本資料の
掲載先はこちら↓



新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置を延長します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、**労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当相当額等を助成するものです。**

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい～

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和2年12月31日までを期限に**雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、現在の雇用情勢を鑑み、この特例措置を

令和3年2月28日

まで延長いたします。

注意点など

○令和2年12月31日を期限とする**特例措置について令和3年2月28日まで延長いたします。**

- 休業・教育訓練の場合の助成率
 - ・中小企業 4/5 (解雇等を行っていない場合は10/10)
 - ・大企業 2/3 (解雇等を行っていない場合は3/4)
- 休業・教育訓練の助成額の上限 日額 15,000円
- 学生アルバイト・パート労働者(※1)も対象(※2)
 - (※1) 週の所定労働時間が20時間未満の労働者
 - (※2) 「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

○特例措置の延長に関わらず、従来通り、**支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内**に申請する必要がありますのでご注意ください。

○令和3年3月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することとしています。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL021228企01

埼玉県内の全ての飲食店の皆様へ

埼玉県感染防止対策協力金 (第4期: 1月12日~2月7日要請分)のご案内

皆様のご協力が新規陽性者の発生を抑え、医療崩壊を防ぐとともに、県民の命を守ることに繋がります。
営業時間短縮と感染防止対策の徹底をお願いします。

埼玉県による営業時間短縮の要請 **(1月12日から2月7日)** に
ご協力いただいた**飲食店(カラオケ店、バー等を含む)**を
運営する事業者の皆様に対し、感染防止対策協力金を支給します。

申請期間

要請期間が終了した2月8日以降、速やかに受付を開始予定

支給額

1店舗あたり**162万円**(全期間協力した場合)

主な支給要件

- 1 **原則として、令和3年1月12日から令和3年2月7日までの全ての期間**^{*}において、要請に応じ、**夜20時から翌朝5時までの間の営業を行わない**(休業含む)こと。
※酒類を提供する飲食店は、**酒類の提供を朝11時から夜19時まで**としていること。
※通常時は夜20時以降まで営業をしていたこと。
- 2 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示していること。
- 3 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること^{*}
- 4 食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。
- 5 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

^{*} 準備等のため協力開始が1月12日に間に合わない場合も、弾力的に対応します。
(詳細は、後日ホームページに公開します。)

^{*} 埼玉県LINEコロナお知らせシステムのQRコード発行などに時間を要する場合は
取得後速やかに掲示をお願いします。

Q1 大企業（みなし大企業も含む）も申請できますか。

A1 申請できます。（第4期から要件緩和）

Q2 第1期（12月4日～17日）、第2期（12月18日～27日）、第3期（12/28～1/11）は営業時間を短縮していなかったが、申請することはできますか。

A2 申請できます。

Q3 時短営業の要請期間とはいつからいつまでですか。

A3 1月12日（火）午前0時から2月7日（日）午後12時までの全ての期間です。
※この期間の営業時間を午前5時から午後8時までに短縮してください。

Q4 全ての期間において、営業短縮を行わないと協力金は受け取れないのですか。

A4 途中で営業時間短縮を止めた場合には協力金は支給されません。
ただし準備等のため協力開始が1月12日に間に合わない場合も、弾力的に対応します。
（第4期から要件緩和）

Q5 複数店舗を有している場合、埼玉県内にある全ての飲食店（カラオケ店、バー等を含む）の営業時間を短縮していなくても申請できますか。

A5 申請できます。営業時間を短縮いただいた飲食店（カラオケ店、バー等を含む）に対して協力金を支給します。（第4期から要件緩和）

Q6 1店舗あたり162万円とあるが、店舗ごとに支給されるのですか。

A6 要請を受けた店舗が複数ある事業者については、協力店舗数に応じて協力金が支給されます。
（例）2店舗の場合は324万円、3店舗の場合は486万円。

Q7 酒類の提供を午後8時までに行っている場合でも対象となりますか。

A7 対象となりません。酒類の提供を午前11時から午後7時までとしていることが必要です。

Q8 従来から午後8時までの営業としている場合でも対象となりますか。

A8 対象となりません。通常時は午後8時以降まで営業をしていた店舗が、要請に応じて、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮していることが必要です。

Q9 県外本社の企業やNPO法人等も協力金の対象となりますか。

A9 対象となります。食品衛生法に基づく飲食店営業許可等を受けた法人や個人事業主であれば協力金が支給されます。

申請方法

電子申請 * 郵送でも申請できます。

○ 支給要件等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin.html>



【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

8 電話 : **0570-000-678** （平日・休日9:00～18:00）

持続化給付金・家賃支援給付金の申請期限について

1. 現状

○申請期限は原則1月15日。ただし、特別の事情がある場合（第三者証明書が用意できない場合等）であって15日までに申し出があった者のみ1月31日まで締切りを延長可能。

2. 対応方針

○コロナ感染の急拡大や事業者からの声を踏まえ、申請に必要な書類の準備が整わない事業者を対象に、締切り延長に関する申し出の期限を1月31日までとし、最終的な申請の締切りを2月15日までとする。

○この際、給付対象についての申請要件※については現行から変更せず、2回目の給付も行わない。

※ 売上減少要件の判断期間は、令和2年1月～12月であるが、これも変更しない。

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら

生産性の向上を図る企業を応援

(中小企業生産性革命推進事業)

感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を支援するため、「特別枠」を新特別枠「低感染リスク型ビジネス枠」に改編します！
(現行の特別枠は令和2年12月で募集終了)

✓ ものづくり補助金

通常枠 補助上限1,000万円、補助率 1 / 2 (小規模 2 / 3)
低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限1,000万円、補助率 2 / 3

* 対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等

✓ 持続化補助金

通常枠 補助上限50万円、補助率 2 / 3
低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限100万円、補助率 3 / 4

* ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等

✓ IT導入補助金

通常枠 補助上限450万円、補助率 1 / 2
低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限450万円(※)、補助率 2 / 3
※テレワーク対応類型は150万円

* 複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入や、テレワークを行うため、複数の業務工程にクラウド対応したITツールを導入する取組

令和2年度3次補正予算案において措置

(上記予算案成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。)

中小企業生産性革命推進事業の活用イメージ

ものづくり 補助金

通常枠

- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発。
- ・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入。

低感染リスクビジネス枠

AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発（部品開発を含む）、オンラインビジネスへの転換。

担当課：中小企業庁 技術・経営革新課（03-3501-1816）

持続化 補助金

通常枠

- ・宿泊・飲食事業等を行う旅館にて、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。
- ・飲食業がそば粉の前処理の安定化、時間短縮化を図るため、そば粉の製粉に使用する機械を一新。

低感染リスクビジネス枠

- ・飲食業が、大部屋を個室にするための間仕切りの設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。
- ・旅館業が宿泊者のみに提供していた料理をテイクアウト可能にするための商品開発を実施。

※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠のみで対象となる。

担当課：中小企業庁 小規模企業振興課（03-3501-2036）

IT導入 補助金

通常枠

- ・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入。
- ・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、勤怠管理ツールを導入。

低感染リスクビジネス枠

医師や患者の間での、予約管理、診療、決済業務を全て非対面で行えるような「予約管理ツール」、「遠隔診察・診療ツール」、「オンライン決済ツール」の同時導入。

担当課：商務・情報サービスG サービス政策課（03-3580-3922）

お問合せ先

資料全体に関する問合せ窓口

03-3501-1816

中小企業庁技術・経営革新課

中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト

<https://seisansei.smrj.go.jp/>



中小事業者に対する支援（資金繰り支援）

日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の運用の柔軟化

- 政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資については、これまでに200万件、40兆円を超える融資・保証を実施。
- 今後の資金繰り支援に万全を期すため、これまでの実績も踏まえて、3次補正予算案において追加で総額29兆円規模の資金繰り支援を講じる。（予算額**3兆2,049億円**）。
- 今回、迅速な資金繰り支援を行うため、日本政策金融公庫等における運用について、
① 「直近1ヶ月」の売上減少（※）を要件としていたところ、「直近2週間以上」での比較も可とする。

（※）個人事業主▲5%、小規模事業者▲15%、中規模事業者▲20%。

現行	運用緩和後
直近1ヶ月 の売上高を前年又は前々年の同期と比較	直近1ヶ月（直近2週間以上でも可） の売上高を前年又は前々年の同期と比較

- ② 融資の申請時に、「試算表」（月次の売上等を記載した資料）を省略可とする。
- ③ 融資の申請時に、「押印」を不要にする。